

卒業論文

ドイツにおけるトルコ系外国人労働者
—2005年「新移民法」を中心として

学籍番号 8502089

南・西アジア課程トルコ語専攻

地域・国際コース

大平 佳奈

1 序章	2
2 ドイツにおける移民問題の発生と発展（1960年代から1980年代）	4
2-1 外国人労働者の急増から第一次石油危機まで	4
2-2 外国人労働者の変化	6
3 外国人法の改正（1980年代末から1990年代）	9
3-1 1990年前後の状況	9
3-2 新外国人法の概要と旧法との違い	9
4 新移民法	11
4-1 新移民法の成立へ	11
4-2 諮問委員会の提案	12
4-3 新移民法の要点	12
4-4 まとめと特筆事項	15
5 移民労働者の声～HÜRRİYET 紙から	17
5-1 「定住許可」と就労	17
5-2 婚姻	18
5-3 二重国籍問題	20
5-4 まとめ	24
6 終章	26
7 文献一覧	27

1 序章

2004年の統計によると、ドイツには全人口8250万人の8.8パーセントにのぼる729万人の外国人が住んでいる¹。これはイギリスの4.5パーセントやフランスの5.6パーセント²に比べて高い数値である。イギリス・フランスでは旧植民地出身の外国人が多いのに対し、ドイツでは戦後の労働力不足を補うために幅広く移民を受け入れてきた背景からとりわけトルコ人の移民が多く、176万人にのぼる³。

ドイツの外国人移民労働者政策は1960年代の労働者受け入れ開始以来、様々な問題とともに変化してきた。そして昨年、2005年1月1日から「新移民法」が施行される運びとなった。

本論では、ドイツの移民問題の始まりから「新移民法」の施行にいたる歴史的経緯をドイツの外国人政策に即して概観し、また、この「新移民法」がどのような法律であるのかを検証する。そして「新移民法」施行後、在ドイツのトルコ人移民達がどのような反応をしたのかを *Hürriyet* 紙のヨーロッパ版から考察したい。

西欧、特にドイツにおけるトルコ人労働者問題に関しては、内藤正典により『ドイツ再統一とトルコ人移民労働者』⁴、『トルコ人のヨーロッパ共生と排斥の多民族社会』⁵などにおいて、その経緯から1980年代までの諸問題について研究がなされている。本論文の第一章では、前掲書に加えて森田桐郎編『国際労働力移動』⁶を主な資料として、1980年代までの移民問題の経緯をまとめる。

次に第二章では広渡清吾『統一ドイツの法変動—統一の一つの決算』⁷を元に外国人政策の大きな変革の一つである1990年代の外国人法改正について述べる。

¹ ドイツ連邦統計庁ホームページ <http://www.destatis.de/basis/beboe/beboetab4.htm> (2006年1月11日ダウンロード)

² OECD ホームページ <http://www.oecd.org/dataoecd/7/49/24994376.pdf> (2006年1月11日ダウンロード)

³ ドイツ連邦統計庁ホームページ

⁴ 内藤正典＋一橋大学社会地理学ゼミナール編『ドイツ再統一とトルコ人移民労働者』明石書店、1991。

⁵ 内藤正典『トルコ人のヨーロッパ共生と排斥の多民族社会』明石書店、1995。（以下、内藤（1995））

⁶ 森田桐郎編『国際労働力移動』東京大学出版会、1987。

⁷ 広渡清吾『統一ドイツの法変動—統一の一つの決算』有信堂高文社、1996。（以下、広渡（1996））

続く第三章では2005年1月1日より施行された「新移民法」について、田中信世「ドイツの人口問題と移民政策」⁸、戸田典子『移民国家』に向けて外国人政策の転換をはかるドイツ」⁹、同著「移民、難民、外国人労働者—新たな移民法制の成立」¹⁰を参考に、その成立の経緯と内容をまとめる。

そして第四章では「新移民法」以降の、当事者である在ドイツのトルコ人移民達の声、Hürriyet 紙ヨーロッパ版の読者投稿のコーナーから拾い、彼らの関心事について考察したい。

⁸ 田中信世「ドイツの人口問題と移民政策」『ITI 季報 46 号』国際貿易投資研究所、2001.（以下、田中（2001））

⁹ 戸田典子『移民国家』に向けて外国人政策の転換をはかるドイツ『外国の立法』210 号、国立国会図書館調査及び立法考査局、2001.（以下、戸田（2001））

¹⁰ 同「移民、難民、外国人労働者—新たな移民法制の成立」『外国の立法』214 号、国立国会図書館及び立法考査局、2002.（以下、戸田（2002））

2 ドイツにおける移民問題の発生と発展（1960年代から1980年代）

この章ではどのようにしてドイツに移民が増え、ドイツ政府がどのように移民増加に対応していったのかの歴史的経緯をまとめていく。なお、1990年の東西ドイツ統一以前に関しては、今日まで続く移民問題の所在は西ドイツであったため、本論文では西ドイツを「ドイツ」と表記する。

2-1 外国人労働者の急増から第一次石油危機まで

①外国人労働者流入の始まり

ドイツにおいて外国人移民労働者、とりわけトルコ人労働者が急増したのは1960年代からである。その最大の理由が、1961年に作られた「ベルリンの壁」である。それまでは東ドイツから大量の人口が流入したことにより順調な戦後復興と経済成長を遂げることができた。しかし、こうした人の流れが壁によって遮断され、その結果深刻な労働力不足が起こった。こうした労働力不足を解消するためにドイツ政府は外国人労働者を組織的に受け入れる政策をとったのである¹¹。

1961年10月30日に西ドイツとトルコとの間に雇用双務協定が締結された¹²。ドイツは1955年12月20日にイタリアとの間で最初の労働者雇用双務協定を締結し、その後同様の協定をギリシア、スペイン（60年）、トルコ、モロッコ（63年）、ポルトガル（64年）、チュニジア（65年）、ユーゴスラビア（68年）と相次いで締結させている。1960年代の飛躍的な工業生産の発展に基づく労働力不足に応じて、いわゆる「ガストアルバイター」の導入が活発化した¹³。

移民労働者の導入は次の手順で行われた。ドイツ連邦雇用庁がこの協定を担当することになり、まずドイツ側が募集国の主要都市に「ドイツ委員会」と呼ばれる連邦雇用庁の出先機関を設置して、専門職員を派遣した。ドイツの使用者は、国内で求人しても求職者がいない場合に、連邦雇用庁を通じて斡旋を依頼する。連邦雇用庁から連絡を受けたドイツ委員会は、使用者に代わって求人を行い、求人側は募集費や労働者の旅費といった斡旋に伴う諸費用を負担する。そして、ここで選考された労働者が契約書にサインすれば、労働

¹¹ ルーシェン・ケレシュ、内藤正典訳「トルコからの海外移民—その政策と諸問題」内藤正典＋一橋大学社会地理学ゼミナール編『ドイツ再統一とトルコ人移民労働者』明石書店、1991、p.65.

¹² 内藤正典『アッラーのヨーロッパ—移民とイスラム復興』東京大学出版会、1996、p.89.（以下、内藤（1996））

¹³ 木前利秋「西ドイツにおける外国人労働力導入の構造」森田桐郎編『国際労働力移動』東京大学出版会、1987、p.223.（以下、木前（1987））

契約が成立する。この方法によって、使用者側は大規模な労働力を手にすることができたのである¹⁴。

この外国人労働者の導入は「ローテーション政策」と呼ばれる考え方に基づいて行われた。ローテーション政策とは、外国人労働者の滞在期間が長期化しないように、一定期間を過ぎた者は、新規入国者と入れ替わりに本国に返すことをいう。ドイツへの入国を許可された外国人労働者は、原則として一年限度の労働許可証と居住許可証しか与えられなかった。さらに就労のために滞在しようとするには各年ごとに更新が必要であった。ドイツは、一定量の外国人労働者を常に必要としていたが、彼らが定着することは決して望んでいなかった。景気が後退すれば、彼らはそのまま失業者になりかねないからである。「ローテーション政策」によってドイツは超完全雇用状態を保つことができ、外国人労働者の失業率は当初ドイツ人の失業率を下回っていた¹⁵。

② 1960年代の移民の特徴

前述の通り、第二次大戦後におきた大規模な労働力移動は、経済成長の持続によって中心部工業諸国が労働力不足にみまわれ、その一時的緩和策として大量の外国人労働力の導入がはかられたことによってひきおこされたものである。

戦後ドイツを始めとする西ヨーロッパの国際労働力移動にみられるこの一時的・短期的な出稼ぎという性格は、受け入れ国だけでなく、送り出し国、そして外国人労働者自身からからも、共通して確認できる特徴である。外国人労働者自身も、その大多数は自ら国籍を放棄するつもりはなく、妻子や両親を故郷に残して単身で出稼ぎにやってきたのであった。そして慢性的な国際収支の赤字に悩む送り出し国の側では、出稼ぎ送金による外貨収入を恒常的に得るためには、労働者が単身で出稼ぎに行き、残された家族への送金を継続することが望ましかった¹⁶。労働力受け入れ国も送り出し国も、もともとはこの労働力移動が受け入れ国への永住・同化ではなく、一年ないし数年間の短期的な雇用契約に基づく国際労働力移動だと考えていたのである¹⁷。

③ 1960年代後半から1970年代初頭

1960年代後半から1970年代初めに外国人労働者が急激な増加を伴って導入されるようになると、個別資本の利害は政府当局の「ローテーション政策」と必ずしも一致し

¹⁴ Paine, S., *Exporting Workers*, Cambridge, 1974, pp.72-73.

¹⁵ 木前 (1996) p.225.

¹⁶ Kurt B. Mayer, "Intra - European Migration during the Past Twenty Years," *International Migration Review*, vol.9, 1975, p.444.

¹⁷ 木前 (1996) p.234.

なくなった。外国人労働者の長期滞在傾向が次第に強まっていった¹⁸。

その理由としては第一に、外国人労働者が母国に帰る誘因を失ったことにある。送り出し国の経済発展が進んでいないので、外国人労働者は、自分が身につけた技術を活かせる仕事を見つけることができなかった。また、たとえ低賃金で重労働を強いられていたとしても、母国で働くよりも高収入を得ることができた¹⁹。

第二に、需要側である企業にとっても、外国人労働者が定着することは必要であったからである。企業は新しく外国人を雇用するたびに、募集費用や教育・訓練費用を負担しなければならなかった。しかも、こうした問題が外国人の雇用枠そのものが拡大する中で起こったため、企業が負担すべき費用は各段に増大した。その結果、外国人をローテーション政策によって入れ替えていくよりも、同じ者を雇いつづけた方が効率的だということになったのである²⁰。

1967年にはドイツにおける外国人人口は約180万人だった。しかし外国人労働者受け入れのピークとなった1973年には約400万人にも増加していた²¹。西ドイツにおける外国人労働者は主としてトルコ、ユーゴ、イタリア、ギリシア、スペインなど地中海沿岸諸国の出身者によって構成され、1973年にはこれら5カ国だけで移住労働者総数の8割を占めるにいたった。これらの労働者はドイツの工業地帯や大都市に密集して居住し、特定産業の低賃金労働者として、たとえば金属産業や建築業などにまともって雇用されたのであった²²。

2-2 外国人労働者の変化

①外国人労働者政策の転換

1973年10月に第四次中東戦争の勃発から発生した第一次石油危機で原油価格は約4倍に急騰し、それまで安定した経済成長を続けていたドイツも大きな打撃を受けた²³。経済状況が悪化したことを受け、ドイツの外国人労働者政策に重大な変化が生じた。

まず、1973年11月、ドイツはこれまで2国間で結んでいた募集協定を破棄し、外国人労働者の新規募集を停止した。同時に、非EC地域の外国人に対する労働許可の発行を厳しく制限するようになった。滞在許可の制限も行われた。労働許可を失った者の滞在許

¹⁸ 木前（1996）p.239.

¹⁹ 木前（1996）p.231.

²⁰ 真瀬勝康「西欧における外国人労働者とその送り出しの構造—西ドイツとトルコを中心として」森田編、前掲書、p.256.（以下、真瀬（1987））

²¹ Ali Gitmez, *Yurtdışına İşçi Göçü ve Geri Dönüşler*, Alan Yayıncılık, 1983, p.24. （以下、Gitmez（1983））

²² 真瀬（1987）p.256.

²³ 内藤（1995）p.38.

可延長に1年という限度が設けられたことにより、失業した外国人がドイツ内に留まることはきわめて困難になった²⁴。

外国人就労者数は1973年以降減少している²⁵。外国人失業率が1974年に初めてドイツ人の失業率を上回って2.9パーセントに達している²⁶ことから、職を失った外国人労働者が本国に帰らざるを得なかったためだと考えられる。しかし外国人全体の人口はかえって増加してしまった。事態は受け入れ国側の思惑どおりにはいかなかったのである。不況の持続にもかかわらず期待された水準での外国人労働者の本国送還は進展しなかった上に、外国人労働力受け入れ停止以降も外国人移民の流入は減るどころかかえって増加していった²⁷。

②帰国しない外国人の移民化

外国人労働者が帰国を望まずドイツに留まった大きな要因は国家間の賃金格差にあるという。メイヤスーは次のように述べている。

「……（出稼ぎによって）彼は当座の収入を増やすことができる。短期的には、あるいは中期的にさえ、資本主義部門の雇用は農村出身の労働者に幻想を与えることができる。彼らは超過搾取されるのだが、彼の出身部門と生産性の格差は非常に大きいので、彼の当座の収入はかなり高く、そのため彼は半流出の生活が強い犠牲の中で課せられる労働の過酷さ、危険、さらに彼がその被害を蒙ることになる住宅、仕事上の悪条件に辛抱し耐えることを勇気づけられるのである。」²⁸

ドイツとトルコとの間には大きな賃金格差が存在していた。外国人労働者が、出身国では得ることのできない高賃金を、ドイツでは稼ぐことができた。そして彼らは、残された家族への送金と帰国後の生活のために、出稼ぎ期間中でできるだけ多くの貯蓄をしようと努力し、残存家族の生活のかなりの部分が外国人労働者の稼いだ賃金によって支えられていた。仕送りや貯蓄が可能だったとは言え、不熟練労働者の彼らが充用される分野や職種から考えて、外国人労働者の賃金はドイツにおいては低賃金だった。しかし、当時の年間100パーセントを超えるインフレ率もあって、トルコ国内でどんなに頑張っても得られないような高所得をドイツでは得られたのである²⁹。1979年当時、ドイツ製造業における

²⁴ 真瀬（1987）p.252.

²⁵ Gitmez（1983）p.24.

²⁶ 内藤（1995）p.38.

²⁷ 真瀬（1987）p.257.

²⁸ C.メイヤスー：川田順造、原口武彦訳『家族制共同体の理論—経済人類学の課題』筑摩書房、1977、p.204.

²⁹ 真瀬（1987）p.259.

平均時間賃金は13.36マルクであったのに対し、トルコは1.99マルク³⁰とおおよそ7倍もの賃金格差があった。

新規の外国人労働者募集が停止された後、ドイツに留まった外国人労働者による家族の呼び寄せが盛んになった。もともとは一時的な性格のものとして導入された外国人労働者は、家族とともに定住することになったのである³¹。ドイツ在住のトルコ人に占める就労者の比率は1967年の76.1パーセントから、1974年の59パーセント、そして1980年には40パーセントにまで低下している³²。これは、ドイツにいるトルコ人が労働者だけでなく、呼び寄せた妻子からなる社会を形成し出したことを示している³³。

③家族呼び寄せの規制と帰国促進政策

移民の増加を受けて、1981年には家族呼び寄せの規則が改正された。16歳の誕生日を過ぎた子供や、本国で両親のいずれかとともに生活している子供は呼び寄せの対象から外された³⁴。

帰国促進政策も行われている。まず1976年に帰国の準備能力を強化する政策が提示され、1983年に公布された「外国人帰国準備促進法」によって体系化された。この法律により、1984年6月までに帰国を希望した外国人に対しては、一人あたり10500マルクが支給され、25～30万人の外国人が帰国したといわれている³⁵。

³⁰ 佐々木建「西ヨーロッパにおける危機の一断面」『経済』237号、1984、p84.

³¹ 内藤正典「東西ドイツ再統一のはざまで一西ドイツのトルコ人移民たちは今」内藤正典十一橋大学社会地理学ゼミナール編、前掲書、p26（以下、内藤（1991））

³² Gitmez（1983）p.24.

³³ 内藤（1995）p.38.

³⁴ 内藤（1991）p.26.

³⁵ 真瀬（1987）p.252.

3 外国人法の改正（１９８０年代末から１９９０年代）

この章ではドイツ統一に伴う外国人政策の変遷と１９９０年の外国人法改正について見ていく。

3-1 1990年前後の状況

家族移住の制限策や帰国促進政策などの様々な外国人削減政策も希望したほどの成果をあげず、１９８０年代後半には長期滞在者で特別労働許可（五年有期のものと無期限のものがある）を持つ者が大半となり、外国人労働者の二世達もドイツで育って労働年齢に達するという段階にきていた³⁶。「ガストアルバイター」とその家族は事実上もはや出身国への帰国の意思を持たない「移民」となっていたのである。政府は更なる外国人労働者の流入抑制に力を入れるとともに、移民化した外国人労働者のドイツ社会への統合の必要に言及するようになっていた³⁷。

東西ドイツ統一前後の１９８０年代末から１９９０年代初めにかけて、西ドイツにはこれら「ガストアルバイター」のストックに加えて、庇護希望者・難民、東欧・ソ連圏からのドイツ系の移住者（Übersiedler）、そして東ドイツからの移住者(Aussiedler)が急増した³⁸。

ドイツ人は増大する外国人数を憂慮する傾向をもち始め、外国人排撃の社会的雰囲気次第に現実化していった³⁹。こうした状況の中で、外国人労働者とその家族に関する法制度の改革が、統一前後のドイツ社会において進められた。

3-2 新外国人法の概要と旧法との違い

１９９０年７月（１９９１年１月施行）に外国人法が改正された。移民労働者とその家族のドイツ社会への統合をはかると同時に、新規の外国人労働者の流入を抑制し、その「移民化」を阻止するシステムの形成がこの法改正の目的であった⁴⁰。１９６５年に制定されていた初の外国人法には外国人労働者の流入の抑制や移民化を防止する政策的制度はもろこまれていなかったのである⁴¹。

当時の野党 SPD（社会民主党）は「移民国」としてのドイツの現状を受け入れて、外国

³⁶ 宮島喬『ひとつのヨーロッパいくつものヨーロッパ』東京大学出版会、1992、p.163.（以下、宮島（1992））

³⁷ 宮島（1992） p.254.

³⁸ 広渡（1996） p.184.

³⁹ 広渡（1996） p.192.

⁴⁰ 広渡（1996） p.186.

⁴¹ 広渡（1996） p.194.

人の「移民」としての受け入れを可能にする方向を求めた。しかし、国籍の取得原理として血統主義を採用しているドイツは、最終的に「長期滞在者の統合と新規移入抑制」の二本立て路線にそって外国人法を改正することになった⁴²。

旧法では滞在を許可された外国人にはすべて「滞在許可 (Aufenthaltserlaubnis)」という資格が付与された。この滞在許可は当初は「期限付き滞在許可」として与えられるが、在住5年以上などの一定条件を満たすと「無期限滞在許可」が与えられた。さらに在住8年以上などの要件が上積みされると「滞在権 (Aufenthaltsberechtigung)」が与えられるとされていた。

新法では新規に入国する外国人の滞在の長期化を防止するために、滞在許可と並んで新たに「滞在承認 (Aufenthaltsbewilligung)」と「滞在権限 (Aufenthaltsbefugnis)」の制度を設けた。新法では「滞在許可」は特定の目的への拘束なしに滞在が許可される場合に与えられる。これに対して「滞在承認」は一次的な滞在しか必要でない目的のために滞在が許可される場合に与えられる。滞在目的の変更や期限の延長も原則として認められない。新規に入国する外国人の滞在が長期化することを防止したのである⁴³。

統合の面では、新外国人法では外国人移民労働者とその家族の地位が安定することになった。滞在許可が期限付きから無期限、さらに滞在権へと安定化するシステムは従来どおりだが、その取得の要件が法律により明記され、外国人側が権利として請求できるようになった。また、滞在許可ないし滞在件を有するドイツに長期滞在する外国人が家族の呼び寄せをする場合には滞在許可が与えられることとなった。一度ドイツを出国し帰国した外国人の成年にも、ドイツで6年以上の教育を受けた21歳以下の場合、滞在許可が与えられた⁴⁴。

新外国人法では統合のための帰化の制度も設けた。新制度では、16歳から23歳までの外国人青年で、8年以上合法的に滞在し、6年以上ドイツで教育を受けたもの、および15年以上ドイツに合法的に滞在しているものが帰化申請をすれば原則として認めるものとした。1993年の改正によって「原則として」という表現が削除され、帰化請求権の構成が明確に規定されることとなった⁴⁵。

このように、改正された外国人法では、更なる外国人の流入を抑制し、また定住化した外国人に対してはドイツ社会に取り込み統合をしようとする政府の政策が明文化されることとなった。

⁴² 広渡 (1996) p.195.

⁴³ 広渡 (1996) p.197.

⁴⁴ 広渡 (1996) p.196.

⁴⁵ 広渡 (1996) p.210.

4 新移民法

第一章および第二章で見てきたように、1973年の第一次石油危機以来、ドイツ政府は外国人移民に対して抑制的な政策をとってきた。しかし、現在ドイツでは移民政策の見直しが大きな議論を呼んでいる。この章では新たな移民対策として2005年1月から施行された「新移民法」について、成立までの経緯と内容を見ていく。

4-1 新移民法の成立へ

ドイツが連邦政府と州との共同で実施した人口予測調査によって、急速な少子高齢化の進行により2050年までにドイツの人口は現在の8200万人から5900万人までに減少するという予測結果が明らかになった。ドイツが少子高齢化の影響を緩和し、人口を維持するためには、年間50万人の移民の受け入れが必要だという。移民のドイツ社会への統合も大きな課題として浮上してきた⁴⁶。

このため政府は新しい移民政策を検討するための諮問委員会を2001年に設立した。諮問委員会は同年7月、人口減少に伴う将来の労働力不足に対処するためには、移民政策と移民の社会統合政策を組み合わせた総合的で戦略的な政策が必要であるとする報告書を作成し、政府に提出した⁴⁷。

諮問委員会の諮問を受けて政府は「連邦領域における外国人の滞在、就労および統合に関する法律（Gesetz über den Aufenthalt, die Erwerbstätigkeit und die Integration von Ausländern im Bundesgebiet）」、通称「新移民法」の立案に着手した。新移民法によって外国人の受け入れから国内統合プロセスまでの流れが整理されることとなった⁴⁸。

2001年8月には新移民法の政府原案が作成された。2002年1月には与野党の協議で原案の修正、同年3月1日に連邦議会⁴⁹で、3月22日には連邦衆議院で可決され、6月に当時の大統領ラウ氏の署名も終わり、新移民法は2003年1月から施行される予定であった。しかしその後、連邦参議院での可決方法に問題ありとする一部の州の提訴を受けた憲法裁判所が2002年12月18日、連邦衆議院での議決方法に違憲判決を下した

⁴⁶ 田中（2001）p.18.

⁴⁷ 田中（2001）p.20.

⁴⁸ 戸田（2001）p.173.

⁴⁹ ドイツの議会制度は連邦議会と連邦衆議院の二院制である。連邦議会は598議席で任期4年。但し、超過議席を含め2005年12月現在614議席。小選挙区制を加味した比例代表制の直接選挙により選出される。また、連邦衆議院は69議席であり、各州政府の代表より構成される。

外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/germany/data.html>（2006年2月10日ダウンロード）

ため、同法の成立は取り消されてしまった⁵⁰。

その後の与野党による長期にわたる調整を経て、新移民法は2004年7月によりやく可決され、2005年1月1日より施行される運びとなった。

4-2 諮問委員会の提案

前述の移民対策を検討する諮問委員会が政府に提出した報告書で具体的に提案されているのは、次の点である⁵¹。

①国内労働力の活用。将来の労働力不足を解消するために現在約390万人いる失業者を優先的に活用する。そのために失業者に対する研修システムを改善する。国外からの移民の受け入れは失業者の削減を妨げない範囲で計画的に行う。

②移民の受け入れ。移民の受け入れは短期滞在者、長期滞在者、経済や研究部門に従事する者、自営業者、学生などに分けて対応する。短期滞在者と長期滞在者の受入数は新たに創設される評議会において制限を設ける。

③移民のドイツ社会への融和。移民のドイツ社会へのスムーズな融和のために新規移民に対する研修を実施し、移民やその家族に対する教育を充実させる。

④受け入れ手続きの簡素化と官庁組織の改変。滞在許可と労働許可は一回の決定で付与されるようにする。また一つの役所が移民受け入れ手続きから決定までのすべてを実施するために官庁組織を改変する。

⑤移民関連法の整備。前述の各種施策を実施するためには外国人法を始めとする既存の法律では十分に対応できないため、移民の受け入れと社会融和のための新しい連邦法を作る。また、出身国の国籍を保持したままでドイツ国籍の取得を可能にする新しい国籍法を導入する。

以上のような諮問委員会の報告書は、1973年の移民募集停止以来の移民政策の大転換を提案したものとなっている。受け入れる移民は有資格者や研修を受けた質の高い移民とし、融和政策でドイツ社会への統合を図り、最終的には国籍を付与していこうというものである。

4-3 新移民法の要点

新移民法は全部で105条から成る。この法律の特徴は、従来5種類あった在留許可

⁵⁰ 戸田（2002）p.185.

⁵¹ 田中（2001）pp.20-21.をもとに筆者が整理したものである。

の種類を二種類に整理したこと、滞在資格と労働許可の付与手続きを一つにまとめたこと、そして移民のドイツ社会への統合を促進するための研修プログラムである「統合コース (Integrationskurs)」の規定を設けたことである。滞在許可に関する条項と統合コースについて要点を以下に整理する⁵²。

①滞在資格

従来外国人がドイツに入国・滞在する場合に取得しなければならない資格は種類が多く複雑であった。これを期限付きの「滞在許可 (Aufenthaltserlaubnis)」と無期限の「定住許可 (Niederlassungserlaubnis)」の二種類にまとめる。(因みに、新移民法で規定されていない滞在を許可するものとしては他に、シェンゲン協定⁵³によるビザとドイツ発行のビザがある。) 滞在資格を有する者の職業活動の可否については資格毎に明記する。

(第4条)

滞在許可は目的別に、教育、職業活動、国際法上もしくは人道上の事由または政治的事由、家族的事由の4種類に分類する。滞在の目的を考慮して期限を設定する。(第7条) 定住許可は無期限の滞在資格である。定住許可を得るためには、原則として以下の条件を満たさなければならない。(第9条)

- ・滞在許可を取得してから5年が経過している。
- ・生計が確保できる。
- ・少なくとも60ヶ月分の年金保険の掛け金を支払っている。またはこれに相当する支払いを保険会社等に行っている。
- ・最近3年間に、6ヶ月以上の自由刑もしくは少年刑または180日分の罰金刑の判決を受けていない。
- ・被雇用者として働く許可または継続的な職業活動の許可を得ている。
- ・十分なドイツ語の知識並びにドイツの法秩序、社会秩序及び生活事情について基本

⁵² 戸田 (2002) pp.186-190.をもとに筆者が整理したものである。

⁵³ 1985年にルクセンブルクのシェンゲンで締結された、共通国境管理の漸進的撤廃に関する協定、及び90年に締結されたシェンゲン実施条約からなる。当初はフランス、ドイツ、オランダ、ベルギー、ルクセンブルクの5ヶ国のみが参加していたが、現在はイギリスとアイルランドを除くEU13加盟国が締約国である。また、EU非加盟のノルウェー、アイスランドは、協力協定を締結している。その目的は人の移動が自由な地域を設け、域内では加盟国間の検問を廃止し、その一方で国境を越える犯罪対策で密接な協力をしていくというもの。観光ビザは概してシェンゲン協定加盟国内ではどこでも有効になっている。また、外郭境界の管理方法や警察の協力について規定している。

外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/keyword.html> (2006年1月15日ダウンロード)

的知識を有している。これについては「統合コース」を良い成績で修了したことによって証明する。

- ・本人及び同居の家族のための十分な広さの住居の確保ができる。

②教育目的の滞在

大学での勉学、大学入学準備または語学コースの為に入国する学生には、目的に応じて定められた期間の滞在許可を付与する。年間90日分被雇用者として働くことができる。大学での勉学修了後は、求職のための1年までの滞在許可を付与する。(第16条)

③職業活動による滞在

被雇用者としての労働を目的として入国する外国人には、原則として連邦雇用庁の同意を得て滞在許可を付与することができる。(第18条)

学者、高度な経験を持つ専門家等、特にハイレベルの人材には、原則として連邦雇用庁の同意を得て、定住許可を付与することができる。(第19条)

高度な能力を持つ外国人を受け入れるために選抜手続システムを新設する。この手続により選抜された外国人には定住許可を付与することができる。ドイツに適法に滞在する外国人も選抜手続を受けることができる。選抜手続については、連邦政府が連邦衆議院の同意を得た法規命令により定める。(第20条)

特別な経済上の利益または地域的な需要がある場合には、自営業者にも滞在許可を付与することができる。(第21条)

被雇用者としての労働を目的とする外国人の滞在許可は、国家間協定、法律、または法規命令による以外は、連邦雇用庁の同意を得てのみ付与することができ、その要件は外国人の雇用により労働市場に悪影響を及ぼさないこと、その職に適当なドイツ人の被雇用者がいないこと、雇用される外国人の労働条件が相当するドイツ人被雇用者の労働条件を下回らないこと等である。(第39条)

④家族呼び寄せ

外国人がその家族を本国から呼び寄せるには、外国人が定住許可または滞在許可を取得しており、十分な住居を確保していることが前提である。(第29条)

定住許可を有している外国人、五年以上前から滞在許可を有している外国人、庇護権者、認定難民はその配偶者を呼び寄せることができる。(第30条)

第19条及び第20条に定める定住許可を付与された人材、庇護権者、認定難民は独身

の未成年（18 歳未満）の子を呼び寄せることができる。その他の外国人の場合は、12 歳未満の子について無条件で呼び寄せることができる。12 歳以上の子については、その子が十分なドイツ語の知識を持っている場合に呼び寄せることができる。子の福祉を考慮した例外もある。（第 32 条）

呼び寄せられた未成年の子は 16 歳に達した時点で、滞在許可を付与されてから 5 年以上経過している場合には定住許可が付与される。滞在許可を付与されてから 5 年以上経過しているが成人になってしまった場合には、十分なドイツ語の知識があり、生計が確保されているか、または認可された教育を受けていれば定住許可を付与される。（第 35 条）

⑤再入国の権利

外国人が未成年の時にドイツを出国し、再入国しようとする場合には、出国前に 8 年以上ドイツに滞在し、6 年以上ドイツの学校に通っており、再入国後の生計が保障され、滞在許可申請が満 15 歳以上 21 歳未満の時点で、かつ出国から 5 年以内になされるときは、滞在許可を付与する。（第 37 条）

成人は、一時的でない理由で出国した場合、または出国後 6 ヶ月以内もしくは外国入行政庁が定めた期間内に再入国しなければ滞在資格を失う。定住許可を取得し、15 年以上適法に滞在している外国人及びその配偶者はこの限りではない。（第 51 条）

⑥統合コース

外国人のドイツ社会への統合を促進するための「統合コース」を設置する。統合コースには、基礎語学コース、発展語学コース、ドイツの法秩序・文化・歴史に関するオリエンテーションコースがある。外国人から統合コースの受講費を徴収することができる。（第 43 条）

第 19 条に定める人材を除く労働目的の外国人と呼び寄せられた家族、庇護権者、認定難民は、統合コースを受講する権利を有する。（第 44 条）

前記の者がドイツ語でコミュニケーションできない場合には統合コース受講の義務を負う。（第 45 条）

4-4 まとめと特筆事項

今回成立した新移民法では先に述べたように、これまでは「期限付き滞在許可」「無期限滞在許可」「滞在権」「滞在承認」「滞在資格」などとわかれていて複雑だった認可の制度が有期と無期の二種類に統合された。

第 39 条からは、諮問委員会の提案に基づき、ドイツ国内の失業者の就業優先としたことがうかがえる。新規の労働者は原則として 1973 年以来の募集停止状態のままである。

一方で学生や自営業者の積極的な受け入れが明らかになったようだ。そして、高資格労働者や専門家は当初から継続的滞在を想定して「定住許可」の付与を定めている。この高資格労働者受け入れについて、連邦政府が設けている移民問題評議委員会では、2005 年にドイツで 2 万 5000 人の需要があると報告した⁵⁴。

子の呼び寄せ年齢は従来 16 歳が区切りであったが、外国人の家族呼び寄せの権利を強化して 18 歳に引き上げられた。外国人の両親が本国の学校に子供を送り、その後呼び寄せようとするケースについては、本国での教育が長期に及ぶとドイツ社会への統合がむずかしくなるとの見解から 12 歳と定められた⁵⁵。未成年の再入国に関しては従来外国人法の規定とほぼ変わっていない。呼び寄せの場合と同様に、社会への統合の観点から、ドイツで教育を受けさせたいという姿勢が見られる。

⁵⁴ 『毎日新聞』 2001.7.5.

⁵⁵ 戸田 (2002) p.189.

5 移民労働者の声～Hürriyet 紙から

「新移民法」が施行され、当事者である移民労働者達はどのような反応を示したのだろうか。トルコ系移民が多く住むフランクフルトのトルコ人街では Hürriyet 紙のヨーロッパ版⁵⁶が発行されている。その中で連載をしている Avrupa'dan mektuplar（ヨーロッパからの手紙）⁵⁷というコーナーでは、Hürriyet 紙ヨーロッパ版編集局長の Ali Gülen 氏が読者からの質問に答えている。この章では2005年1月から8月の Avrupa'dan mektuplar 掲載記事から「新移民法」が施行されるようになって以降、トルコ系移民労働者がどのような不安や疑問を抱えているのかを見ていく。

5-1 「定住許可」と就労

まずは「新移民法」で大きな変化のあった「滞在許可」や「定住許可」についての質問を挙げていく。以下は「滞在許可」や「定住許可」に関する記事のいくつかを筆者が邦訳したものである。

——（ドイツ、Ali Yıldırım）私は定住許可を持っています。トルコ国籍です。ヨーロッパではどの国に行く時にビザが必要でしょうか。シェンゲン協定の国々にはビザなしで行けると聞きました。スカンジナビアの国々はどうでしょうか。

（回答）EU 加盟国の中で、イギリスとアイルランドはシェンゲン協定に入っていません。この他の国にはビザなしで行き来できます。スウェーデン、デンマーク、そしてフィンランドに行く時はビザが必要ありません。更に、EU に加盟していないスイスとノルウェーにも滞在許可があれば問題なく入国できます。イギリスとアイルランドにはビザが必要です。⁵⁸

——（ドイツ、Nurcan K.）トルコ国籍の人は、滞在許可があれば行きたい国に

⁵⁶ Hürriyet 紙は 1948 年にトルコで発行が始まったトルコで最も発行部数の多い日刊の中道大衆紙。2004 年の発行部数は一日平均 46 万部であった。トルコの主要都市の他、ドイツ（ヨーロッパ版）やアメリカ合衆国などでも現地のトルコ語話者向けに発行されている。ヨーロッパ版の発行部数は一日平均 13 万部から 14 万部である。

Hürriyet ホームページ http://www.hurriyetkurumsal.com/eng/hurriyet_in_brief.asp（2006 年 1 月 15 日ダウンロード）

⁵⁷ 次ページに複写を添付する。ヨーロッパ版は 14 ページまでがトルコで発行されている紙面と同じ内容であり、15 ページ以降はヨーロッパのニュースが掲載されている。

Avrupa'dan Mektuplar は毎号 18 ページに連載されているコラムである。

⁵⁸ Hürriyet, 2005.2.1.

行けますか。デンマークはどうでしょうか。デンマークが大丈夫ならば、デンマークからスイスに行くことは可能でしょうか。

（回答）ヨーロッパに住むトルコ人達の EU 加盟国内での自由移動に関する協定が 2005 年 7 月 1 日に有効になる予定です。このため、ドイツを出てデンマークに行くこともスイスに入ることも問題ありません。そこで仕事を探し、生活の保障ができれば定住もできます。ただし 7 月からです。⁵⁹

——（エッセン、Hasan Kırıl）7 年間イタリアで労働者として働いています。ドイツでも働けますか。

（回答）EU 加盟国内で結ばれた自由移動に関する協定は、7 月 1 日から有効になる予定でしたが、2006 年 1 月に延期されました。この協定が有効になればドイツでも働けるようになります。⁶⁰

——（シュツットガルト、Yusef Kızılcelik）7 月 1 日からヨーロッパでの移動が自由になるという記事を読みました。ドイツの定住許可を持っています。スペインに働きに行けますか。そのためには何をしなければならないのでしょうか。シュツットガルトにある領事館に聞いたのですが、教えてもらえませんでした。

（回答）残念ながら協定は EU 加盟国の署名が得られず、未だ実現されていません。EU では 2006 年 1 月 23 日までの期限を設け、それぞれの国で自国の法と調整をすることになりました。そのため 2006 年 1 月以降まではっきりしたことは言えません⁶¹。

「定住許可」によって EU 内での移動が自由になるかということに多くの質問がよせられていた。「定住許可」があっても、EU 加盟国の国籍を持っている人々と同じように他の EU 加盟国で自由に就労できるようになるのはまだ先のことのようである。

5-2 婚姻

「滞在許可」にも関連するが、婚姻に関しての以下のような記事も興味深かった。

——（アーヘン、Abdurrahman Batmaz）10 年前に亡命するためにドイツに来

⁵⁹ *Hürriyet*, 2005.2.6.

⁶⁰ *Hürriyet*, 2005.7.27.

⁶¹ *Hürriyet*, 2005.8.2.

ましたが裁判所は認めてくれませんでした。二年前にドイツ人女性と結婚したいと思いましたが問題が起こってできませんでした。その間に彼女は妊娠しました。私は滞在許可を得ることができ、子供が生まれました。しかし今は別の女性と結婚したいと思っています。私の滞在許可は取り消されてしまいますか。

（回答）滞在許可を取ったのがいつなのかと、現在働いているかどうかを書いてくれなかったのではっきりしたことは言えません。婚姻によってドイツに来て滞在許可を得るためには二年間一緒に生活することが必要です。二年間の後、働いて生活が保障できるならば問題はありません。しかし偽装結婚の疑いがあれば取り上げられる可能性があります。別れて他の人と結婚するのはもちろんあなたの権利ですが、よく注意しなくてはなりません。⁶²

——（ブリュッセル、İsmail Çildil）外国人女性とトルコで結婚しましたが、最近ベルギーで離婚しました。離婚したことをトルコでは届け出ていません。新しい法律に関してなにか問題があるでしょうか。教えてください。

（回答）新法に関連することではありませんが、国際結婚の場合、結婚も離婚も双方の国に届け出なければなりません。トルコにも離婚を届け出てください。⁶³

——（ドイツ、Rifat Aktaş）1998年にドイツに来た時に知り合ったトルコ人と結婚しました。ドイツで一緒に暮らすためにビザを申請しましたが受け入れられず、密入国をしてドイツに来ました。警察に2000マルクの罰金を払いました。現在、トルコ人女性とは離婚し、ドイツ人女性と一緒に住んでいます。彼女と結婚したらどんな問題が起こるでしょうか。トルコで結婚した方が良いでしょうか。

（回答）密入国が見つかれば問題になります。密入国者だとわかれば公の機関は婚姻手続きをしないでしょう。以前ビザの申請が拒否された理由を書かれませんでした。もし経済的あるいはその他の一次的な理由であったならば、現在は受け入れられるかもしれません。現在も滞在許可を持っていないのだとしたら、一度トルコに帰って手続きをすることをお勧めします。ドイツ人女性との結婚が偽装結婚のようなものでなければ家族統合のために滞在許可が出され、再びドイツに来ることができるでしょう。⁶⁴

⁶² *Hürriyet*, 2005.7.31.

⁶³ *Hürriyet*, 2005.2.4.

⁶⁴ *Hürriyet*, 2005.7.23.

5-3 二重国籍問題

7月以降、多く見られたのは二重国籍に関する質問である。

ここで、二重国籍問題について触れておくと、第二章で見てきたように1990年の外国人法の改定により無期限の滞在許可を持っている者のドイツへの帰化＝ドイツ国籍の取得が改定前よりも容易になった。但し、ドイツは原則として二重国籍を認めないため、ドイツ国籍取得のためには原国籍を離脱しなければならないという条件がある⁶⁵。しかし、トルコ国籍を離脱してドイツ国籍を取得した後、再びトルコ国籍を申請することによって二重国籍を取得したトルコ人が多数存在する。これは、トルコ政府側が二重国籍を承認していることと、ドイツ側がドイツ国民が他の国籍を取得することを想定していなかったことから可能となっていた⁶⁶。

その後、2000年1月に国籍に関する法律が改定された。これは通称「新国籍法」と呼ばれている。改正法では従来のドイツ国籍規定の血統主義に、出生地原則が加味された。ドイツに8年以上合法的に滞在する外国人を父または母としてドイツで生まれた子供は、自動的にドイツ国籍を得られるようになったのである。子供が親の国籍と同時にドイツの国籍を得る場合は、18歳で成人に達した時点から5年以内に、ドイツ国籍と第2の国籍のいずれかを選択しなければならない。23歳になった後もドイツ国籍を保持しようとするものは、23歳になるまでに外国籍の放棄または喪失の証明を提出しなければならない。これが行なわれない場合、ドイツ国籍は消滅する。

成人の帰化については、必要な滞在年数を短縮することで容易化が図られた。これまでの15年に代わって8年の滞在、および一定の条件が満たされていれば、ドイツ国籍を申請することができるようになった。一定の条件とは、滞在許可か滞在権の所持、基本法への忠誠、生活保護や失業手当の給付によらず自らと家族を扶養できる経済力、無犯罪証明、ドイツ語能力などである。

当初予定されていた全面的な二重国籍導入は、キリスト教民主・社会同盟（CDU／CSU）の猛烈な反対にあい、可決することは不可能となった。このため、50年代にドイツにやってきた外国人労働者の第1世代の場合、例外規定はあるものの、現在も原則として二重国籍は認められていない。

例外規定とは、23歳以降もドイツ国籍を維持しようとする者で、母国籍を放棄できない正当な理由がある場合には、これまで通り二重国籍が容認されるというもの。高齢のため、母国籍を喪失するのが非常に難しいものは、母国籍の喪失手続きが免除される。また、政治的迫害を受けている者または難民と認定されたものは、母国籍の喪失証明は不

⁶⁵ 内藤正典『トルコのものさし日本のものさし』筑摩書房、1994、p.153.

⁶⁶ 内藤（1996）p.104.

合理的な要求なので、個人個人でこれを行う必要はない、とされている。⁶⁷

以下は二重国籍に関して質問をしている記事である。

——（ドイツ、Ahmet Dilek）去年、二重国籍に関する法律が1月に出されると耳にしました。この法律はいつ出されるのですか、また連邦政府から出されるものなのですか、教えてください。

（回答）二重国籍に関する新しい法律の準備は今のところありません。新移民法が新年から施行されましたが、この法律は二重国籍についてのものではありません。滞在許可を整理し、外国人のための条項が改正されました。ドイツ国籍に関して移民法に新しい条項が加えられたという情報がありますが、それは間違いです。⁶⁸

このように「新移民法」によって二重国籍についての法規制に変化があったと考え、不安に思った人も多かったようだ。実際には、国籍に関する規定は2000年の「新国籍法」以来変化していない。

——（ランゲン、Ertan Çakıloğulları）私と妻はトルコ国籍です。息子は1996年にドイツで生まれ、2001年にドイツ国籍となり、滞在許可が取り消されました。子供は成人する時にトルコかドイツの国籍を自分で決められると聞きました。役所から国籍に関する審問の手紙がきたのですが、何を書けばよいのでしょうか。

（回答）手紙は、2000年以降に自らの意思で新たに国籍を取得した人に関するものです。息子さんは、新しい国籍法が認める権利でドイツ国籍を持っています。このため、「1999年12月31日以降に他の国の国籍を取ったか」という質問に対して「違う」という返答をすると良いでしょう。そもそも書類はあなたの元には送られてくる必要がなかったのです。⁶⁹

——（ドイツ、H.T.）2001年に生まれた娘がいます。娘は三年間ドイツに住住しなかったために国籍を与えられませんでした。私達はドイツに住んでもう6年になります。娘に国籍は与えられるのでしょうか。

（回答）父母が長期に渡って滞在許可を持っているドイツ在住の子供は、申請を

⁶⁷ 「国籍取得条件を大幅に緩和—外国人のドイツ社会への融合を目指して」『ドイッチュラント』【日本語版】99 - 4号、Societats Verlag、1999、pp.8 - 9.

⁶⁸ *Hürriyet*, 2005.2.5.

⁶⁹ *Hürriyet*, 2005.7.25.

すれば保護者どちらかの同意でドイツ国籍が与えられます。もしくは16歳を過ぎ
てから自分で申請することもできます。⁷⁰

——（ハンブルク、**B.Z.**）私たち家族は1999年の初めにドイツ国籍を取得し
ました。1999年12月30日に再びトルコ国籍が承認されました。ドイツ国籍
はこのまま保持できますか。また、手元に領事館から取り寄せた住民登録の写し
があるのですが、領事館の人に誰にも見せないようにと言われました。何か不都合
があるのでしょうか。ドイツ側の人にこの書類を見せるよう言われたらどうしたらよ
いでしょうか。

（回答）ドイツ国籍を取ったあと、2000年以前に再びトルコ国籍を再取得し
たならばドイツ国籍は保障されます。あなたが持っている書類は、今後ドイツで身
分証を更新するときに使えます。また、他の国の国籍を持っているか審問された時
に、その書類で2000年以前にトルコ国籍を取得したことを証明できます。⁷¹

——（ミュンヘン、**Mustafa Farsak**）34年前から家族でミュンヘンに住んでい
ます。私達家族は1998年7月21日にドイツ国籍を取得しました。更に、19
99年1月28日にトルコ国籍も取得しました。私達のところにも審問の手紙が来
たのですが、何をしないといけないのでしょうか。

（回答）審問の手紙には「2000年1月1日以降（もしくは1999年12月
31日以降）再びトルコ国籍を取得したかどうか」が質問されているはずです。あ
なたはその日付よりも前にトルコ国籍を取得したということですから、「違う」と返
信をしたら良いでしょう。何の問題もありません。2000年以前にドイツ国籍を
取得していれば国籍は保証されます。⁷²

——（カッセル、**Ali Gül**）2004年にドイツ国籍になりました。マインツの領
事館からピンクのカードが届きました。私達のところにも審問の手紙が来て、トル
コ国籍を持っていないと返信しました。ピンクのカードはトルコ国籍ではない人に
与えられるのではないのですか。

（回答）ピンクのカードは正式にトルコ国籍を放棄した人に与えられます。しか
し、このカードを持っていることが他の国の国籍を持っていないことを証明するわ

⁷⁰ *Hürriyet*, 2005.2.4.

⁷¹ *Hürriyet*, 2005.2.6.

⁷² *Hürriyet*, 2005.7.27.

けではありません。「ピンクのカードをもっているから二重国籍ではない」と言う人がいますが、ひそかに二重国籍になることも可能だからです。ピンクのカードは（現在は青いカードに変わりましたが）住民登録のためのもので、例えば領事館の人たちは手続きなしに携帯できます。あなたがトルコ国籍を再び申請しておらず、トルコ国籍の保有を隠すためにピンクのカードを携帯しているのでなければ、何の問題もありません。⁷³

——（フランクフルト、Mehmet Y.）6月2日に送られてきた国籍に関する審問書簡に「トルコ国籍を持っていない」という返信をしました。しかし、フランクフルト領事館は1999年にトルコ国籍を放棄してドイツ国籍となった私の妻に、私達に知らせることなしに再びトルコ国籍を与えたいらしいのです。妻はピンクのカードにサインしたと言っています。領事館の人たちは手続きは合法的に行われたと主張しています。ドイツ側は証明書の提出を求めています。妻は現在無職なので、ドイツ国籍のおかげでドイツに居住しています。私達はどうになってしまうのでしょうか。

（回答）領事館は同意しない何人にも再び国籍を与えません。国籍を回復するという同意書にサインしなかったならば、ドイツ国籍がなくなるということはありません。ドイツ側に証明書を提出する必要はないでしょう。自分達で調査するように言ってください。ドイツ側は奥さんが他の国の国籍を持っていることを証明できなければ何もできません。もし奥さんがトルコ国籍になっていたとしても、あなたの滞在許可に問題がなければ滞在許可が与えられるでしょう。この場合、奥さんは一年後に再びドイツ国籍を申し込めるようになります。⁷⁴

二重国籍者に対して、トルコ国籍取得時期が法改正の行われた2000年以前か以後かを問う書類が送られてきたことが記事からあきらかになった。前記のように「新移民法」は二重国籍の問題にふれていないが、施行された時期と重なったために混乱が生じた可能性が考えられる。他にも国籍とパスポートに関して以下の記事があった。

——（ドイツ、Ahmet Elibol）1998年から二重国籍を持っています。トルコに行き来する際、ドイツのパスポートとトルコのパスポートの両方を警察に見せ

⁷³ *Hürriyet*, 2005.8.3.

⁷⁴ *Hürriyet*, 2005.8.2.

る必要がありますか。また、2002年からトルコのパスポートを更新していないのですが、問題はありますか。トルコのパスポートの更新はしたほうが良いのでしょうか。

（回答）国境を越える際は一つのパスポートを見せれば充分です。二つを見せる必要はありません。2000年以前にトルコ国籍を取得しているので、ドイツ国籍を剥奪される心配ありません。あなたがおっしゃったように、トルコのパスポートは更新をしたほうが良い。そうすればイランなどのトルコ周辺の国々へ行くのが容易になります。⁷⁵

——（デュイスブルグ、Yusuf）1999年にドイツ国籍を取りました。現在45歳です。私の兄は二重国籍者です。トルコ国籍だった母は1999年に、父は2005年6月に亡くなりました。イスタンブールにある父の家と25000ユーロをドイツ国籍の私が相続することはできるのでしょうか。

（回答）遺産相続に国籍は関係ありません。他の国の国籍を持っていたとしても自身に残された遺産を相続する権利があります。⁷⁶

5-4 まとめ

「定住許可」「滞在許可」に関連する記事はEU内での移動や婚姻に関するものがほとんどだった。この二つの許可については2005年2月3日の *Hürriyet* 誌に詳しい説明の記事が掲載されている。

ドイツにおいて外国人のための新しい時代が始まった。移民法が施行され、去年まで与えられていた様々な滞在の許可と権利はもはや過去のものとなった。1月1日からは一般に二つの許可に移行した。一つは新規にドイツに来る人々のための滞在許可（Aufenthaltserlaubnis）、もう一つは長期に渡ってドイツに暮らす人々のための定住許可（Niederlassungserlaubnis）である。

最低でも五年以上、もしくは無期限でドイツに暮らす人々に無期限滞在許可や滞在権として与えられていた居住のための許可は「定住許可」に変わった。定住許可を得るために必要な条件は、無期限滞在許可を得るために必要だった条件より重いものとなっている。定住許可の条件に詳しいオッフエンバッハ外国人対策局長の Norbert Euler 氏は次のように述べている。

⁷⁵ *Hürriyet*, 2005.8.2.

⁷⁶ *Hürriyet*, 2005.8.3.

定住許可を取りたい人は次の条件を満たさなければならない。最短でも5年間ドイツに居住し、60ヶ月分の年金保険に保険料を納めていること。前科がないこと。言語の知識があり、住むのに十分な大きさの家を持っていること。統合コースを受けること。統合コースに行かなかったり良い成績で終了しなかった人には定住許可が与えられない。⁷⁷

この他にも新移民法の「定住許可」についての記事は多く、トルコ人移民たちは大きな混乱もなく新しい制度を受け入れられたのではないだろうか。

7月、8月の記事では二重国籍に関する質問が多かった。これは(2)で明らかになったように、6月に国籍に関連する手紙がドイツ在住のトルコ人の元へ送られたためだと考えられる。2005年7月25日の紙面によると、問題の書面ではトルコ語で以下の項目に答えることが要求されている。

1. 他の国家の国籍を取得した日付はいつか。
2. あなたと一緒に外国籍を取得した未成年の子があれば記名せよ。
3. 海外の連絡先（トルコ・その他外国）⁷⁸

二重国籍の問題は「新移民法」では先送りにされた形となった。しかし、領事館からの書面をきっかけに、トルコ人達の関心は国籍問題に移っていったと言えるだろう。

⁷⁷ *Hürriyet*, 2005.2.3.

⁷⁸ *Hürriyet*, 2005.7.25.

6 終章

本論文では、ドイツにおけるトルコ人移民労働者問題について、先行研究を整理し、未だ研究の少ない1980年代以降の問題の推移を検証した。

第一章では、ドイツの外国人政策を中心にまとめることで、歴史的経緯を端的に振り返ることができた。

第二章では1980年代末から東西ドイツ統一を経て近年にいたるまでの外国人政策がどのように変わっていったのか、外国人法改正を中心に説明した。移民化した外国人労働者が増加する中で、ドイツ政府が更なる外国人労働者の流入抑制に力を入れるとともに、移民化した外国人労働者のドイツ社会への統合を進めるようになっていったことが、1990年に大きく改正された外国人法を旧法との比較も織り交ぜながらまとめることで検証できた。

第三章では「新移民法」成立の経緯とその内容をまとめた。2000年代に入り、少子高齢化の懸念から1973年以来受け入れを抑制の姿勢が強かった外国人政策の抜本的な改革をドイツ政府は迫られることとなった。様々な形でドイツに移住してくる外国人を、わかりやすい一貫した基準に基づいて取り扱い、一時的あるいは長期的な滞在を定める法的枠組みと受け入れの手順を簡略化したことは、従来の抑制路線からの大きな転換が表れている。

第四章ではドイツに暮らすトルコ人移民労働者達の質問を集め、「新移民法」に関連することがらにおいて彼らがどのようなことに関心をもっているのかを調査した。「新移民法」が施行されてから暫くは、新法によって大きく変わった滞在の権利についての質問が集中していた。彼らは主に、法改正によってヨーロッパにおける自由な移動が可能になることを期待していた。しかし、その後は「新移民法」で棚上げにされていた二重国籍に焦点が多く集まるようになっていったことがわかった。

ドイツにおけるトルコ人移民労働者の歴史と現状を研究してみて、いくつかの課題が残った。一つは、「新移民法」の今後についてである。「新移民法」によってドイツが求める人材が実際に確保できるのか、また長期的な生産年齢人口の減少傾向に歯止めがかけられるのか、という問題について答えはまだ出ていない。今後、少子高齢化が更に進み、生産年齢人口の減少がより深刻になれば、「新移民法」の抜本的な見直しを迫られる事態が起こる可能性もかんがえられる。「新移民法」がどうなっていくのか、検証を続けることが今後の課題としてあげられる。

もう一つはトルコ系移民の実情に焦点を当てた第四章についてである。本論文では、ドイツ在住の一般的なトルコ系移民の質問を見ていくことで、「新移民法」施行にあたってどんな生活の変化があったのか、どんなことに関心を持ち、どんな問題が発生したのかを調査しようと試みた。新しく設定された「定住許可」についての素朴な質問と回答を見ることができ、一定の成果はあったものの、争点は今回本論であまり取り上げなかった二重国籍問題へと移っていった。国籍の問題については、未だドイツやEUで協議が続けられている事項である。今後はこの二重国籍に研究の焦点を移して検討していく必要がある。また、一つの新聞からだけではなく他のメディアや、インタビューを含むフィールドワークを実施することで、問題をより深く理解し、解決の糸口を見つけるきっかけとなるにちがいない。

以上が今後の課題である。

7 文献一覧

- ・ 広渡清吾『統一ドイツの法変動—統一の一つの決算』有信堂高文社、1996.
- ・ 内藤正典『アッラーのヨーロッパ—移民とイスラム復興』東京大学出版会、1996.
- ・ 内藤正典＋一橋大学地理学ゼミナール編『ドイツ再統一とトルコ人移民労働者』明石書店、1991.
- ・ 内藤正典「東西ドイツ再統一のはざまで—西ドイツのトルコ人移民たちは今」内藤正典＋一橋大学地理学ゼミナール編、前掲書所収、1991.
- ・ ルーシェン・ケレシュ、内藤正典訳「トルコからの海外移民—その政策と諸問題」内藤正典＋一橋大学地理学ゼミナール編、前掲書所収、1991.
- ・ 内藤正典『トルコ人のヨーロッパ—共生と排斥の多民族社会』明石書店、1995.
- ・ 内藤正典『トルコのものさし日本のものさし』筑摩書房、1994.
- ・ 宮島喬『ひとつのヨーロッパいくつものヨーロッパ』東京大学出版会、1992.
- ・ 森田桐郎編『国際労働力移動』東京大学出版会、1987.
- ・ 木前利秋「西ドイツにおける外国人労働力導入の構造」森田桐郎編、前掲書所収、1987.
- ・ 真瀬勝康「西欧における外国人労働者とその送り出しの構造—西ドイツとトルコを中心

として」森田桐郎編、前掲書所収、1987.

・ C.メイヤー：川田順造、原口武彦訳『家族性共同体の理論—経済人類学の課題』筑摩書房、1977.

・「国籍取得条件を大幅に緩和—外国人のドイツ社会への融合を目指して」『ドイッチュラント』【日本語版】99 - 4 号、Societats Verlag、1999.

・ 戸田典子「『移民国家』に向けて外国人政策の転換をはかるドイツ」『外国の立法』210 号、国立国会図書館調査及び立法考査局、2001.

・ 戸田典子「移民、難民、外国人労働者—新たな移民法の成立」『外国の立法』214 号、国立国会図書館及び立法考査局、2002.

・ 田中信世「ドイツの人口問題と移民政策」『ITI 季報』46 号、国際貿易投資研究所、2001.

・ 佐々木建「西ヨーロッパにおける危機の一段面」『経済』237 号、1984.

・『毎日新聞』2001.7.5.

・ Ali Gitmez, *Yurtdışına İşçi Göçü ve Geri Dönüşler*, Alan Yayıncılık, 1983.

・ Painne,S., *Exporting Workers*, Cambridge, 1974.

・ Kurt B. Mayer, Intra-European Migration during the Past Twenty Years, *International Migration Review*, vol.9, 1975.

・ *Hürriyet*, 2005.2.1～2005.8.3.

・ ドイツ連邦統計庁ホームページ
<http://www.destatis.de/basis/beboe/beboetab4.htm>

・ Hürriyet ホームページ
http://www.hurriyetkurumsal.com/eng/hurriyet_in_brief.asp

・ OECD ホームページ
<http://www.oecd.org/dataoecd/7/49/24994376.pdf>

・ 外務省ホームページ
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/keyword.html>
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/germany/data.html>